

資料 1

財 関 第 806 号
令和 2 年 9 月 8 日

関税・外国為替等審議会会長

森 田 朗 殿

財務大臣 麻 生 太 郎

不当廉売関税の課税について

関税定率法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して不当廉売関税を課することについて、不当廉売関税に関する政令第 20 条の規定に基づき諮問する。

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する関税定率法第8条第5項の規定に基づく調査の結果、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、同条第1項の規定に基づき、以下のとおり不当廉売関税を課する。また、令和2年6月27日から同条第9項第1号の規定に基づき、暫定的な不当廉売関税が課されている貨物についても、同条第2項第1号の規定に基づき、不当廉売関税を課する。

1. 貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

2. 課税対象貨物

トリス（クロロプロピル）ホスフェート

3. 税率（一般の関税のほかに課する不当廉売関税の税率）

貨物の供給国	税 率
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	37.2%

4. 期間

5年